

新座市緑の基本計画 アクションプラン

～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～



新座市



発刊にあたって

平成19年 3月

新座市長 須田 健治

21世紀に入り、情報化、国際化等のより一層の進展とともに、産業や経済を始めとした社会情勢の急速な変化は、私たちの生活に大きな影響を与え、私たちが求める生活環境や居住環境も日々急激な変化を遂げています。

また、地球温暖化をはじめとした地球規模での様々な環境問題が発生してきており、こうした環境問題への関心が年々高まるにつれて、改めて自然環境の重要性が見直される時代となり、自然環境への配慮や緑地保全等が強く求められるようになっていきます。

私たちの身近に存在する自然環境や緑地は、常に私たちの心に潤いや安らぎを与えてくれる普遍的な存在であり、今ある緑を次の世代に継承していくことは私たちの責務であると言えます。

こうした中、本市では、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する市の基本的な考えを示した新座市緑の基本計画を平成18年3月に策定しました。

この基本計画は、本市の緑地保全に関する施策の中心となるものであり、計画の策定に当たりましては、市内の緑の状況調査や緑に関する市民意識調査などを行い、市の緑の現状や課題点などを整理しながら、市民の皆様から出された様々な御意見等を踏まえて策定しています。

そして、この度、この基本計画を実効性のあるものとするために、具体的に推進していく実施計画である新座市緑の基本計画アクションプランを策定いたしました。

このアクションプランでは、基本計画の中で掲げている緑地の保全、緑化の推進、市民との協働を柱とした3つの基本方針に基づき、緑に関する様々な施策を盛り込んでおります。

特に、雑木林とせせらぎのあるまちづくりを目指して観光都市にいざづくりを推進している本市にとりまして、アクションプランによる施策の計画的な推進は大変重要なものとなります。

今後は、アクションプランに掲げた施策を計画的に推進していくことにより、基本計画の中で掲げた市の将来像である緑を味わうまち新座を築いて参りたいと思っておりますので、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、アクションプランの策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言をいただきました新座市緑化推進協議会の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの皆様方に心から厚く御礼を申し上げます。

目次

第1章	アクションプラン策定に当たって	1
1	アクションプラン策定の趣旨	
2	アクションプランの期間	
3	アクションプランの推進	
第2章	新座市の緑の将来像	3
1	緑の将来像	
2	緑の将来像図	
第3章	アクションプラン	5
基本方針1	緑地の保全 ～豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり～	5
基本方針2	緑化の推進 ～緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり～	18
基本方針3	市民・事業者・行政の協働 ～手と手をつなぎ、みんなで創る緑のまちづくり～	24
	アクションプラン一覧表	28
資料編		38
1	新座市みどりのまちづくり条例	
2	新座市緑化推進協議会委員名簿	
3	新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会設置要綱	
4	新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会委員名簿	
5	策定の経過	
6	用語解説	

表紙の写真：平林寺境内林

第1章 アクションプラン策定に当たって

1 アクションプラン策定の趣旨

新座市緑の基本計画は、市が緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その目標の実現に向けて策定する計画です。

本市では、緑地の保全と緑化の推進に関する施策について、これまで昭和52年(昭和63年見直し)に策定した新座市緑のマスタープランなどに基づき推進してきましたが、緑の基本計画は、このマスタープランを現在の本市における緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して移行したもので、緑に係る目標や将来像を示し、その実現を目指して平成18年3月に策定しました。

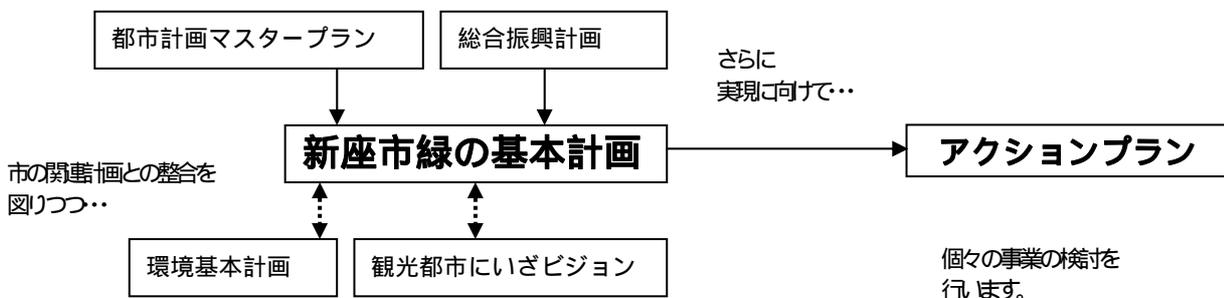
計画には、基本理念である「緑を感じるまちづくり」を推進することによる将来のまちをイメージした緑の将来像を掲げており、「誰もが、いつでも、どこでも、どのようにも、楽しめる緑のあるまち」を目指した緑のまちづくり施策の体系を盛り込んでいます。

そこで、この掲げた将来像の実現を目指して、施策の実施方法や時期などを具体化し、その実効性を高めていくため、このたび新座市緑の基本計画アクションプランを策定しました。

今後は、この計画に基づき、本市における緑地の保全と緑化を積極的に推進していきます。

新座市緑の基本計画アクションプランの位置付け

「緑の基本計画」は緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な指針と位置付けられています。



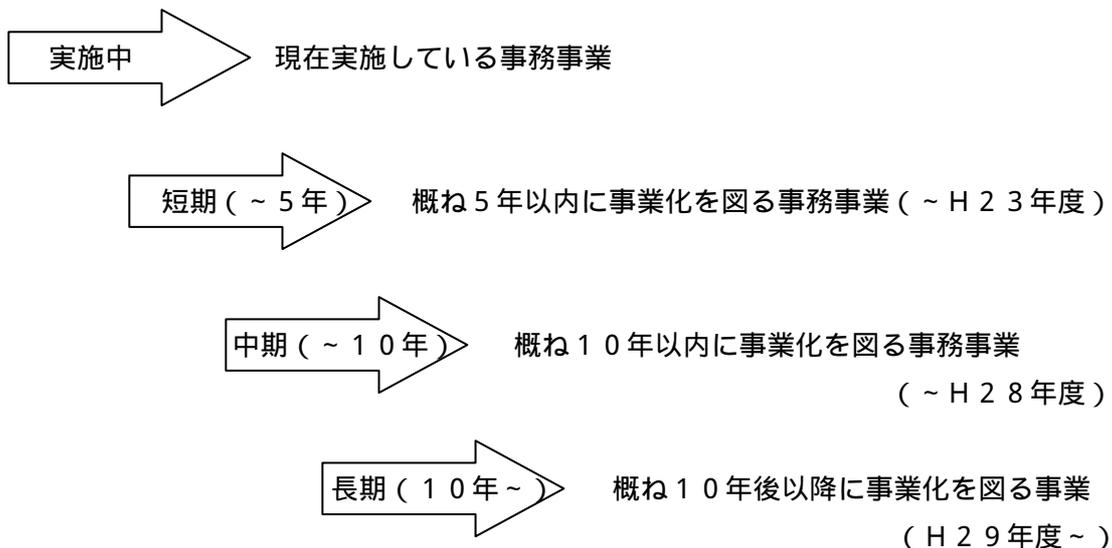
2 アクションプランの期間

アクションプランは、緑の基本計画の策定から15年後の緑の将来像を目指したものとなっており、目標年次を平成32年としています。

また、計画の策定に当たりましては、市の厳しい財政状況を踏まえて、緑に関する全事務事業について見直しと検討を行うとともに、今後の実施時期を具体化していくため、それぞれの事業を、実施中・短期（～5年）・中期（～10年）・長期（10年～）に区分し、それぞれの期間において実施する施策などを明確化しています。

今後は、この計画に基づき、緑に関する事業を推進しながら、毎年各事業の進捗状況について確認を行い、市の財政状況や社会情勢に即した的確な事業の実施に努めます。

実施期間は、以下により表記しています。（第3章で表記）



3 アクションプランの推進

計画の推進に当たり、その実効性を高めていくためには、市民の理解と協力が何より大切であり、市民、事業者、行政などの協働により事業を推進していくことが重要です。

今後、目標の実現に向けて、市は計画に基づく事業を積極的に推進していくとともに、市民や事業者などにも積極的に事業の参加と協力を求め、市民一体となって計画を推進していきます。

第2章 新座市の緑の将来像

1 緑の将来像

緑の基本計画において緑の将来像は、将来のまちをイメージしたものです。

緑のもつ様々な役割や機能を、生活の中で感じ、体験できるようなまちをめざして、テーマを次のように設定しています。

緑を味わうまち新座

誰もが・・・市民・来訪者、老若男女が
いつでも・・・季節・時を選ばず
どこでも・・・どのような目的や状況においても
どのようにも・・・歩いても車でも、眺めても触れても
楽しめる緑のあるまちを目指します。

次ページの緑の将来像図に、以下の要素で将来像を具体化します。

大規模緑地核

広がりと密度をもち、多様なニーズにこたえる市の緑の中核をなす緑地

市街地緑地核

駅周辺のにぎやかさにあって建築物や道路と一体となった緑ある空間

時の軸

歴史遺産である野火止用水や周辺樹木により平林寺等の史跡と近代的都市空間を、時を越え緑で結ぶ軸

水と緑の軸

黒目川、柳瀬川、野火止用水の水と周辺の緑が織り成す軸

緑の骨格形成軸

街路樹・緑道などにより水と緑の軸及び時の軸を結び緑の骨格を支える軸

多自然緑地核

変化に富んだ地形とまとまりある緑地の連続により新座の特色を表現する緑の塊

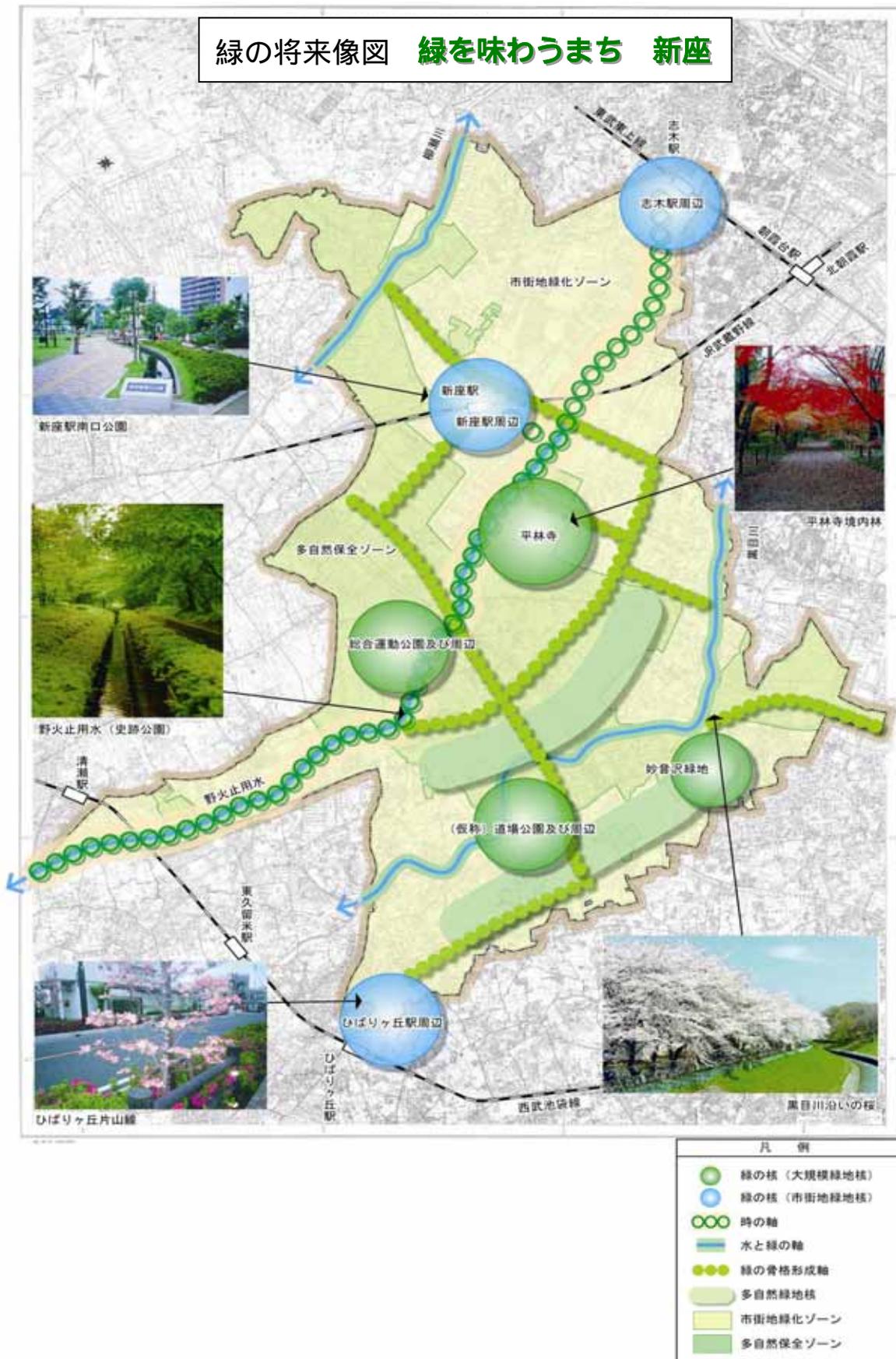
市街地緑化ゾーン

多彩な緑の保全・創出による都市景観整備や施設整備を通し、都市生活を楽しむゾーン

多自然保全ゾーン

農地・山林など自然の保全や居住環境との調和により緑に映える野火止台地や武蔵野の面影を楽しむゾーン

2 緑の将来像図



第3章 アクションプラン

計画では、緑の将来像である「緑を味わうまち新座」を実現するため、基本計画で設定した3つの基本方針

1. 豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり
2. 緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり
3. 手と手をつなぎ、みんなで創る緑のまちづくり

をもとに、この方針に合致する施策を抽出しました。

基本方針1

豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり（緑地の保全）

(1) 市の骨格となる緑の形成

平林寺境内林、総合運動公園と周辺の緑、（仮称）道場公園及び妙音沢緑地を市の緑の核として位置付けます。また、市の中心を流れる野火止用水と周辺の緑、市の南北を流れる黒目川・柳瀬川とそれに沿った斜面林を市の緑の軸として位置付け、これらに街路樹や緑道などを織り交ぜて水と緑のネットワーク化を図り、市の緑の骨格づくりを進めます。

平林寺境内林とその周辺の緑

平林寺境内林とその周辺の緑は、武蔵野の面影を残す市の象徴的な存在であり、市内で最も豊かな自然環境を形成しています。引き続き、あらゆる保全対策を通じて豊かな自然環境を保全します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
1	平林寺近郊緑地保全区域指定に基づく保全	みどりと公園課				
2	国指定天然記念物平林寺境内林の保全 （国指定天然記念物平林寺境内林保存対策事業の推進）	生涯学習課				
3	埼玉県ふるさとみどりの景観地の指定に基づく保全	みどりと公園課				
4	緑地保全特別助成金の推進	みどりと公園課				
5	優れた景観の保全	まちづくり計画課				

第3章「アクションプラン」の表中の「」表記は、事業が実施中であることを示しています。

また、「」表記は、事業の実施予定時期を示しています。

総合運動公園とその周辺の緑

総合運動公園は、市内にある最も大きな都市公園で、その周辺には雑木林をはじめとした豊かな自然環境が残されています。引き続き運動公園の整備を進めるとともに、本多の森として周辺エリアと一体となった自然環境の保全と活用に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
6	市民総合体育館を含めた総合運動公園の整備の推進	みどりと公園課 / スポーツ健康課				
7	総合運動公園周辺エリア（本多の森）の保全と活用	みどりと公園課				

（仮称）道場公園（とんぼの里公園）の整備

道場二丁目周辺を流れる黒目川沿いには、畑や野原などの自然環境が残されており、（仮称）道場公園（とんぼの里公園）の整備予定地になっています。引き続き公園の整備に向けた用地取得を進め、地域の核となるシンボリックな地区公園の整備を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
8	公園用地取得の推進	みどりと公園課				
9	公園整備の推進	みどりと公園課				

妙音沢特別緑地保全地区の保全、整備

妙音沢緑地には、豊富な湧水とともに東京近郊では珍しい山野草が自生する豊かな自然環境が形成されており、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」に指定しています。引き続き地区内の保全と整備を推進し、将来にわたり豊かな自然環境を保全します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
10	妙音沢特別緑地保全地区指定に基づく保全	みどりと公園課				
11	栄一丁目緑地基本計画に基づく保全、整備の推進	みどりと公園課				
12	動植物の生態系に配慮した保全、管理の推進	みどりと公園課				
13	地区内の民有林について管理協定締結の検討	みどりと公園課				
14	新座市緑の保全巡視員制度の充実	みどりと公園課				
15	市民等との連携による保全管理の推進	みどりと公園課				
16	計画的な土地の買入れ及び地区内の整備の推進	みどりと公園課				

新座駅、志木駅、ひばりヶ丘駅周辺の緑の形成

新座駅、志木駅及びひばりヶ丘駅は、多くの市民が利用する市の表玄関となっていますが、一方で駅前には緑が大変少ないのが現状です。今後は、駅前など中心市街地における緑の保全と効果的な緑化を推進し、潤いのある緑地空間の形成に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
17	緑化重点地区の指定による緑化の推進	みどりと公園課 / 新座駅北口土地区画整理事業推進室 / 新座駅南口第2土地区画整理事務所				
18	新たな緑化重点地区指定の検討	みどりと公園課				
19	志木駅南口広場の緑化の推進	市民安全課 / みどりと公園課 / 道路整備課				
20	中心市街地における特殊緑化や壁面緑化の推進	みどりと公園課				
21	中心市街地における緑化地域の検討	まちづくり計画課 / みどりと公園課				

22	駅周辺の緑化や花壇づくりの推進	みどりと公園課				
23	空間地を活用した緑化の推進	みどりと公園課 / 道路整備課				

野火止用水とその周辺の緑

市の中心を流れる野火止用水とその周辺の緑は、平林寺境内林とともに市の代表的な緑地空間を形成しています。引き続きあらゆる保全対策を通じて、この豊かな自然環境を保全します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
24	県指定史跡の指定に基づく保全	生涯学習課				
25	野火止用水管理活用計画の推進	生涯学習課				
26	野火止用水文化的景観保存計画に基づく保全	生涯学習課				
27	市民等との連携による保全の推進（野火止用水クリーンキャンペーンの推進）	生涯学習課				

黒目川、柳瀬川とその周辺の緑

市の南北を流れる黒目川と柳瀬川には、豊かな自然と生物の生息・生育環境が形成されています。また、河川沿いにある斜面林は、連続したまとまりのある緑地が残されており、引き続き良好な河川環境の保全とともに、斜面林の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
28	河川区域における緑地保全の働きかけ	みどりと公園課 / 道路整備課				
29	斜面林の保全配慮地区の指定及び保全策の検討	みどりと公園課				

街路樹の保全と整備

街路樹は、潤いのある道路環境の形成とともに、豊かな都市景観を創る大変重要な要素です。また、街路樹は、災害時の延焼防止や避難路の確保など多くの役割を兼ね備えており、引き続き街路樹の適正な保全と管理を進めるとともに、都市計画道路を中心とした主要幹線道路の街路樹の整備を推進し、緑のネットワーク化を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
30	街路樹の適正な保全と管理	道路整備課				
31	主要幹線道路沿いの街路樹の整備	道路整備課				
32	維持管理や防火性を考慮した街路樹の選定	道路整備課				

遊歩道、緑道の整備

黒目川と柳瀬川は、豊かな自然環境とともに、人々が集まる憩いの場となっており、引き続き河川沿いの遊歩道の整備と憩いの場の創出に努めます。また、野火止用水緑道を「発見の径(こみち)」として新座駅と繋げるなど、引き続き緑道の整備を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
33	河川沿いの遊歩道整備の推進	道路整備課				

34	野火止水緑道等の整備 （「発見の径（こみち）」の整備等）	道路整備課				
35	緑道整備による水と緑のネットワークづくり	みどりと公園課/ 道路整備課				

(2) 雑木林（平地林・斜面林）の保全と再生

平林寺境内林をはじめとした雑木林は、多くの生物が暮らす豊かな自然環境とともに、武蔵野の景観を見せる市の象徴的な存在となっています。また、これらの雑木林は、環境、防災、レクリエーションの面からも数多くの機能と役割を兼ね備えた大変重要な財産であり、引き続き雑木林の保全と再生に努めます。

みどりの保全協定「市民憩いの森」制度の活用

雑木林の所有者に制度の趣旨と理解を深め、市民憩いの森の指定の拡大を推進します。また、憩いの森整備計画の検討を進め、計画的にバランスよく配置していきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
36	市民憩いの森整備計画の検討	みどりと公園課				
37	市民憩いの森の指定拡大	みどりと公園課				

市指定保存樹木等の指定による保全

引き続き、市指定保存樹木等の指定による緑の保全に努めます。また、樹木や雑木林の所有者に対して制度の周知と理解を深め、新たな指定の拡大を推進するとともに、保全に対する助成制度の充実を図り、適正な保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
38	樹木、樹林地所有者への制度の周知	みどりと公園課				
39	市指定保存樹木等の指定の拡大	みどりと公園課				
40	みどりのまちづくり奨励金制度の再検討	みどりと公園課				

樹木伐採届出の強化

新座市森林整備計画の対象森林を伐採する場合は、森林法に基づき、事前に市に伐採届の提出を、またそれ以外にも面積 500 m²以上の樹木を伐採する場合は、新座市みどりのまちづくり条例に基づき、事前に伐採届の提出を義務付けています。引き続き無断で樹木の伐採が行われないように届出義務の周知徹底を図るとともに、伐採届が提出された際は、できる限り樹木を保全するよう働きかけていきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
41	届出制度の周知徹底	経済振興課/みどりと公園課				
42	届出者への樹木保全の働きかけ	みどりと公園課				

新座市みどりのまちづくり基金の周知・活用

基金に対する理解と賛同が得られるよう、基金の周知と啓発を図り、基金の充実に努めます。また、雑木林を含めた緑の現況調査とその評価を行い、公有地化すべき貴重な緑地の選定など、基金の適正運用と計画的な公有地化を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
43	基金の積極的な周知、啓発と協力の働きかけ	みどりと公園課				
44	開発行為等における事業主に対する基金への協力の働きかけ	みどりと公園課				
45	緑の現況調査と評価の実施	みどりと公園課				
46	基金の適正運用と計画的な公有地化の推進	みどりと公園課				

雑木林の保全に向けた国や県への働きかけ

将来にわたり雑木林を保全していくには、所有者に対する税制面での優遇措置が必要不可欠です。国や県に対して、引き続き雑木林の保全に向けた優遇措置や財政的な支援策などを積極的に働きかけていきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
47	相続税納税猶予制度確立の働きかけ	みどりと公園課				
48	市街化区域内山林に対する税優遇措置制度確立の働きかけ	みどりと公園課				
49	雑木林保全に向けた財政的な支援策の働きかけ	みどりと公園課				

緑地の現況把握と評価

市内の雑木林が年々著しく減少している中で、雑木林を含めた市内の緑に関する基礎的なデータが整っていないのが現状です。そこで、今後緑の現況調査を実施するとともに、その評価を進めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再調査	緑の現況調査と評価の実施	みどりと公園課				

雑木林の保全の位置付け（保全配慮地区指定の検討）

緑の現況調査とともに、新座市緑化推進協議会から答申を受けた保全すべき緑地を再検証し、市内の主な雑木林の保全に向けて、保全配慮地区の指定と保全策を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再調査	緑の現況調査と評価の実施	みどりと公園課				
50	緑化推進協議会答申地区の再検証	みどりと公園課				
51	雑木林所有者への意向調査	みどりと公園課				
52	保全配慮地区の指定及び保全策の検討	みどりと公園課				

雑木林管理の仕組みづくり

雑木林の適正な保全と管理に向けて、年間の管理手法や活用方法などを紹介する「（仮称）雑木林整備活用指針」を定めるなど、雑木林を管理していく上での仕組みづくりを検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
53	（仮称）雑木林整備活用指針の策定	みどりと公園課				

萌芽更新による雑木林の再生

以前の雑木林は、萌芽更新や薪炭としての活用など人の手による適正な管理と活用がされてきました。今後は、こうした昔ながらの管理手法を取り入れた雑木林の再生に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
54	萌芽更新を行う雑木林の選定	みどりと公園課				
55	萌芽更新後の管理手法の検討（昔ながらの雑木林の保全、活用の推進）	みどりと公園課				

萌芽更新によらない雑木林の保全、管理の推進

市内すべての雑木林を萌芽更新していくことは、現実的ではありません。そこで、今後は萌芽更新によらない雑木林の保全と管理方法を検討し、新しい雑木林の管理手法を構築します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
56	雑木林の管理手法の検討	みどりと公園課				

森林バイオマスの活用

以前は、雑木林から発生した伐採木や落葉などを薪や堆肥などの燃料として活用していましたが、現在ではほとんど活用されていない状況です。今後は、雑木林の管理で生じた発生材の2次利用など、リサイクルシステムの仕組みづくりを検討し、森林バイオマスの活用に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
57	剪定枝のチップ化の推進	みどりと公園課 / 道路整備課				
58	伐採木の活用（シイタケのホダ木など）	みどりと公園課				
59	落葉の堆肥化と活用の検討	みどりと公園課				
60	木炭、竹炭としての活用（炭焼き実施の検討）	みどりと公園課				

生態系に配慮した保全・管理の推進（森林ピオトープの形成）

雑木林を管理していく上では、生物の生息・生育空間を確保していくことも大変重要です。そこで、今後の雑木林の保全と管理に当たっては、下草を刈らないゾーンを設けたり、枯木や伐採木などを活用した生育場所を確保するなど、森林ピオトープの形成に努め、多様な生物の生息・生育空間の創出に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
61	生物の生息、生育空間の確保	みどりと公園課				
62	森林ピオトープの形成	みどりと公園課				

ヤマ（雑木林）のモデルづくり

雑木林に対する理解を深めるため、雑木林の管理や活用方法などをショーケース的に紹介するモデル地区を設定し、昔ながらの管理と活用を推進します。また、管理で生じた伐採木の2次利用など、森林バイオマスの循環モデルに努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
63	モデル地区の設定	みどりと公園課				
64	モデル地区内の萌芽更新、下草刈り、落葉掃きなど、保全、管理の推進	みどりと公園課				
65	モデル地区内の伐採木の活用（シイタケのホダ木など）	みどりと公園課				
66	モデル地区内の落葉の堆肥化	みどりと公園課				
67	モデル地区内の剪定枝のチップ化	みどりと公園課				
68	モデル地区内の森林ビオトープの形成	みどりと公園課				

緑のトラスト運動の推進

トラスト運動は、優れた自然環境などを将来にわたり保全していくため、広く募った寄附により用地を取得するとともに、それを共有の財産として皆で力を合わせて保全していこうとするものです。今後は、さいたま緑のトラスト基金の活用とともに、市独自のトラスト団体の設立を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
69	さいたま緑のトラスト基金活用の検討	みどりと公園課				
70	（仮称）新座市緑のトラスト団体設立の検討	みどりと公園課				

市民管理協定制度の活用（県制度）

市民管理協定は、市、土地所有者及び保全活動などを行う市民団体の3者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを県が認定する制度です。今後土地所有者や市民団体などに制度の周知を図るとともに、その活用を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
71	市民管理協定制度の周知と活用の検討	みどりと公園課				

市民参加による雑木林の保全管理の推進

市と市民が協働で行っている緑地保全活動の周知と啓発を推進し、制度の拡大と充実を図ります。また、地域ぐるみの緑地保全活動を積極的に推進し、市民参加による緑地保全活動の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
72	新座市グリーンサポーター制度の充実	みどりと公園課				
73	新座市緑の保全巡視員制度の充実	みどりと公園課				
73	新たな緑地保全活動制度の検討	みどりと公園課				
74	地域の町内会や学校などとの連携による緑地保全活動の推進	みどりと公園課				

市民団体などとの連携と支援

市内には、緑の保全活動を行っている市民団体が多数存在します。今後は、こうした団体との連携を深めるとともに、積極的な支援を行い、市民と一体となった緑の保全活

動を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
75	緑地保全団体等との連携と支援の推進	みどりと公園課				

雑木林における教育啓発の充実

子供たちが身近に自然と触れ合える場の創出と自然環境教育の充実を図るため、学校近くの雑木林を学校教育林として指定するとともに、学校教育林を活用した自然体験や自然環境学習などの充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
76	学校教育林設置の推進	みどりと公園課 / 指導課				
77	新座っ子ばわーあっぷくらぶ「森の子くらぶ」の推進	生涯学習課				
78	学校教育林における自然環境教育活動の充実	指導課				

自然地と自生植物の保全

雑木林や野原（原っぱ）などには、多くの生物が住む豊かな自然環境が形成されており、中には大変珍しい植物も存在しています。今後は、こうした植物自生地の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
79	植物自生地の現況把握と保全策の検討	みどりと公園課				
80	山野草観察園の開設の検討	観光都市づくり推進室 / みどりと公園課				

その他、法令などに基づく保全

国や県などの緑地保全に関する制度や施策を積極的に活用し、緑の保全を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
81	市民緑地制度、管理協定制度、緑地管理機構制度活用の検討	みどりと公園課				
82	地区計画制度を活用した良好な街並みの形成	まちづくり計画課 / みどりと公園課 / 建築指導課				
83	新座市森林整備計画に基づく保全策の検討	経済振興課				

(3) 自然と触れ合う緑の水辺空間の創出

市内の南北を流れる黒目川と柳瀬川には、市民が憩える豊かな水辺環境とともに、生物の貴重な生息・生育環境が形成されています。また、市の中心を流れる野火止用水は、周辺の緑と相まって豊かな自然環境と象徴的な景観が形成されており、引き続きこれらの豊かな水辺空間と自然環境を保全します。

河川区域の緑の消失防止の働きかけ

河川区域において緑が消失する主な原因として、河川や都市下水路の改修がありますが、一方で河川の整備は防災面などから必要不可欠です。そこで、県の河川整備においては、できる限り緑を消失しない整備を行うよう積極的に働きかけていきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
調査	河川区域における緑地保全の働きかけ	みどりと公園課 / 道路整備課				

豊かな水辺空間と自然護岸の創出

河川には、多くの生物が住む豊かな水辺環境が形成されています。こうした水辺環境の保全とともに、今後は自然護岸や親水空間の整備を働きかけ、自然と触れ合える豊かな河川環境の創出に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
84	自然護岸、親水空間の整備、復元の働きかけ	みどりと公園課 / 道路整備課				
85	黒目川環境整備基本計画推進の働きかけ	道路整備課				
86	黒目川、柳瀬川周辺における公園地の利用	みどりと公園課				
87	親水ゾーン整備の働きかけ	道路整備課				

湧水の保全

湧水とその周辺には、豊かな緑地空間が形成され、湧水付近は生物の貴重な生息・生育空間となっています。引き続き、湧水の保全とともに集水域の一体的な保全を図り、湧水とその周辺の豊かな自然環境の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
88	湧水地の現況調査	みどりと公園課				
89	湧水の水量と水質検査の実施	環境対策課 / みどり公園課				

河川の水質保全

河川の豊かな自然環境の保全とともに、より多くの生物が生息・生育できる河川環境の創出を目指して、引き続き下水道の整備等を推進し、河川の水質浄化に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
90	下水道整備の推進	下水道課				
91	浄化槽の設置及び維持管理の促進	環境対策課				

流域自治体との連携による河川環境の保全と整備

複数の自治体にまたがり流れている黒目川と柳瀬川について、引き続き県や流域自治体との連携を図りながら、良好な河川環境の保全と一体的な整備を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
92	流域自治体との河川のネットワークづくり	道路整備課				

市民参加による河川環境の保全

河川の豊かな自然環境を保全していくには、市民と一体となった保全活動も大変重要であり、今後は市民参加による河川環境の保全活動を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
93	市民参加による河川環境保全活動の推進	道路整備課				
94	河川清掃ボランティア制度の検討	道路整備課				

(4) 農地の保全

本来の生産機能だけでなく、環境や防災面など様々な機能を併せ持つ農地の保全とともに、観光農業や都市型農業などの推進を図り、農地の持つ様々な機能の充実を図ります。

生産緑地地区の指定による市街化区域内農地の保全

生産緑地地区は、農地機能のほかに市街化区域における貴重な緑のオープンスペースとしての機能も兼ね備えており、引き続き生産緑地の指定による市街化区域内農地の保全と活用を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
95	生産緑地地区の指定による農地の保全	みどりと公園課				
96	生産緑地地区の新規指定拡大の検討	経済振興課/みどり と公園課				
97	公共施設への活用の検討	みどりと公園課				

農地の持つ多様性の理解の促進

農地は、本来の生産機能だけでなく、雨水の自然浸透や災害時の延焼防止、避難地としての活用など様々な機能や役割を備えている一方で、土埃などによる周辺への影響も少なくありません。そこで、今後は農地の持つ機能や役割などの周知を図り、理解の促進と農地の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
98	農地の持つ機能や役割の周知	みどりと公園課				
99	土埃防止対策の推進	経済振興課				
100	休耕地の保全活用	経済振興課				

レジャー農園の充実

農を通じて自然と触れ合えるレジャー農園について、給水施設やトイレの整備など、利用者のニーズを把握しながら、利用の促進と充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
101	レジャー農園の利用推進	経済振興課				

農産物直売所や観光農業の推進と農業の活性化

農産物直売所や市民農園、観光農園の充実を図り、市民が身近に農と触れ合える場を創出するとともに、地元農産物の直売を通じて農業の活性化に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
102	農産物直売施設の充実	経済振興課				
103	観光農業の推進	経済振興課				

体験農園、学校教育農園の推進

市民と子どもたちが身近に農に触れ合える機会を創出し、農に対する理解を深めていくため、体験農園や学校教育農園の推進に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
104	体験農園の推進	経済振興課				
105	学校教育農園設置の推進	指導課				

有機肥料の活用

雑木林などから発生した落葉の堆肥化と活用を検討し、有機肥料の活用とともに、農業と化学肥料の削減に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	落葉の堆肥化と活用の検討	みどり公園課				

(5) 歴史・文化遺産の保全

平林寺境内林や野火止用水を始めとした歴史的な文化遺産は、豊かな自然環境と特徴的な景観を併せ持つ大切な財産です。引き続き、こうした歴史的な文化遺産の保全に努めるとともに自然環境の保全と魅力ある景観の保持に努めます。

平林寺境内林の保全

平林寺境内林は、武蔵野の面影を残す特徴的な景観とともに、市内で最も豊かな自然環境が残されており、文化財保護法に基づく国指定天然記念物にも指定されています。引き続き、この貴重な文化遺産の保全に努めながら、併せて緑の保全と魅力ある景観の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	平林寺近郊緑地保全区域指定に基づく保全	みどり公園課				
再掲載	国指定天然記念物平林寺境内林の保全 (国指定天然記念物平林寺境内林保存対策事業の推進)	生涯学習課				
再掲載	埼玉県ふるさとみどりの景観地の指定に基づく保全	みどり公園課				
再掲載	緑地保全特別助成金の推進	みどり公園課				
再掲載	優れた景観の保全	まちづくり計画課 /生涯学習課				

野火止用水の保全

野火止用水は、周辺の緑とともに豊かな自然環境と魅力ある景観が形成されており、引き続きこの貴重な文化財の保護に努めながら、自然環境の保全と魅力ある景観の保全

に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	県指定史跡の指定に基づく保全	生涯学習課				
再掲載	野火止用水管理活用計画の推進	生涯学習課				
再掲載	野火止用水文化的景観保存計画に基づく保全	生涯学習課				
再掲載	市民等との連携による保全の推進（野火止用水クリーンキャンペーンの推進）	生涯学習課				

文化財の保護による緑の保全

市内にある文化遺産の周辺には、豊かな緑地空間が形成されており、引き続き文化財の保護に努めながら、緑地空間の保全に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
106	文化財保護による緑地空間の保全	生涯学習課				

(6) 社寺林、屋敷林の保全

長い歴史的風土の中で生まれ、豊かな緑地空間と特徴的な景観を残している社寺林や屋敷林について、その保全策を検討します。

市指定保存樹木等の指定による保全

社寺林や屋敷林について、引き続き市指定保存樹木等への指定へ向けて検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	市指定保存樹木等の指定の拡大	みどりと公園課				

(7) 都市の安全性の確保

市街化が進む中、防災機能としての役割も兼ね備えている緑の保全と緑化を推進しながら、同時に災害に強いまちづくりを目指します。

防災機能を持つ緑の保全

市街化区域にある雑木林や農地などは、火災の延焼防止や雨水の自然浸透による水害の防止など防災面でも大きな役割を果たしています。また、河川に沿って緑の連なりを見せる斜面林は、斜面の崩壊を防ぐ役割もあり、引き続きこうした緑の保全に努め、同時に災害に強いまちづくりを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	生産緑地地区の指定による農地の保全	みどりと公園課				
107	市街化区域内にある雑木林の保全	みどりと公園課				
108	斜面林の保全策の検討	みどりと公園課				

避難路、避難地及び緑のオープンスペースの確保

引き続き、避難場所ともなる都市公園の整備を推進するとともに、一時避難場所など

身近な避難地としても活用できる公園整備や市街化農地の保全を推進します。また、公園の整備に当たり、避難地としての役割も考慮した配置バランスと防災拠点としての機能整備に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
109	地域防災計画による緑地の保全	市民安全課/みどりと公園課				
110	地域間のバランスのとれた公園の整備	みどりと公園課				
再調	生産緑地地区の指定による農地の保全	みどりと公園課				
111	公園などにおける地域の防災拠点としての機能整備の充実	市民安全課/みどりと公園課				

街路樹の整備

災害時の延焼防止や防火帯などの機能を兼ね備えた街路樹について、今後都市計画道路を中心とした主要幹線道路への整備を推進します。また、整備に当たり、維持管理や防火性を考慮した効果的な街路樹の整備に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再調	街路樹の適正な保全と管理	道路整備課				
再調	主要幹線道路沿いの街路樹の整備	道路整備課				
再調	維持管理や防火性を考慮した街路樹の選定	みどりと公園課/道路整備課				

生け垣設置の奨励

生け垣は、本来の塀としての役割のほかに、火災の延焼防止と地震発生時の塀の倒壊防止にも繋がります。引き続き開発行為等における緑化指導の中で生け垣設置を推奨するとともに、生け垣設置に対する助成制度の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
112	開発行為等における緑化指導での生け垣の推奨	みどりと公園課				
113	生け垣設置助成制度の再検討	みどりと公園課				

基本方針 2

緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり（緑化の推進）

(1) 緑の創出

市街化が進む中で、緑地の面積は年々著しく減少しており、特に市街地ではほとんど緑を感じることをできない場所もあります。今後は、緑の保全とともに積極的な緑化の推進を図り、新たな緑の創出に努めます。

公共施設などにおける緑化の推進

公共施設や道路などにおける緑化基準を定めるとともに、今後はこの緑化基準に基づく公共施設などの緑化を推進し、潤いのある緑地空間を創出します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
1	公共施設や道路などにおける緑化基準の検討	管財契約課 / 施設管理課 / みどり公園課 / 道路整備課 / 各公共施設等所管課				
2	公共施設の新設、建替え、街路樹整備における緑化基準の遵守	各公共施設等所管課				
3	公共施設などにおける潤いのある緑地空間の形成	各公共施設等所管課				

街路樹及び植栽歩道の整備の推進と街路樹里親制度の検討

都市計画道路の整備において、緑化基準に基づく街路樹の整備を推進するとともに、幅員に余裕のある空間や境界のフェンス沿いなどには、低木やツタ植物などの植栽歩道整備を推進します。また、街路樹の維持管理を市民あるいは企業に委託する「(仮称)街路樹里親制度」を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲	公共施設や道路などにおける緑化基準の検討	管財契約課 / 施設管理課 / みどり公園課 / 道路整備課 / 各公共施設等所管課				
4	植栽歩道整備の推進	道路整備課				
5	(仮称)街路樹里親制度の検討	道路整備課				

身近な緑の創出

道路沿いや交差点などにあるオープンスペースを活用して、地域のシンボルとなる樹木や花卉類の植栽など緑のスポット整備を推進し、身近な緑の創出に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
6	空地などを活用した緑のスポット整備	みどり公園課 / 道路整備課				

地域住民による花壇づくりの推進

地域の住民や市民団体などに協力していただき、人の往来に支障のない歩道の空間などに花卉類の植栽と管理を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
7	花壇づくりボランティア制度の検討	みどりと公園課 / 道路整備課				
8	地域住民及び市民団体による花壇づくりの推進	みどりと公園課 / 道路整備課				

東久留米・志木線におけるフラワーロードの推進
 都市計画道路東久留米・志木線の整備に併せて、植樹帯のスペースを確保し、花による良好な街並みを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
9	植栽手法の検討と整備	まちづくり計画課				
10	管理体制の構築、監視体制等の確立、推進	まちづくり計画課				

フラワーリメイク事業

駅前の植樹帯や公園を始め、公共施設などの空間を利用して四季折々の草花を植栽し、潤いのある緑地空間づくりを推進します。また、緑に関する自然学習と教育啓発の場として、地域の小・中学校の児童・生徒による植栽活動を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
11	志木駅南口広場フラワーリメイク事業	みどりと公園課				
12	新座駅南口公園ふれあい花壇事業	みどりと公園課				
13	春・秋の七草メイク	みどりと公園課				
14	新たなフラワーリメイク事業の推進	みどりと公園課				
15	花の種銀行（フラワーバンク）の推進	みどりと公園課				

地域別フラワーロード等の推進

地域ごとにテーマを決め、花の種類や色などを提案したフラワーロードの整備を推進するとともに、地域で維持管理を行うアダプト制度の導入を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
16	地域別フラワーロードの推進	観光都市づくり推進室 / 道路整備課				

桜と菜の花の里づくりの推進

黒目川と柳瀬川の河川敷を中心に桜を植栽するとともに、カラシナやレンゲダイコンの花などを植栽し、花の里づくりを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
17	桜と菜の花の里づくりの推進	観光都市づくり推進室 / みどりと公園課 / 道路整備課				

未利用地の花畑化の推進

公共空地を活用し、四季折々の草花を年間ローテーションで植栽するなど、未利用地の花畑化を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
18	未利用地の現況把握と活用の検討	観光都市づくり推進室 / みどり公園課				

水と緑のネットワークの推進

河川敷や道路などの緑化を推進しながら、主要な公園や緑地、緑道などと繋げることで、緑の連続性を確保し、潤いのある水と緑のネットワーク化を進めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
19	水と緑のネットワークの推進	みどり公園課 / 道路整備課				

家庭における緑化の推進（花のオープンガーデン）

家庭での緑化の見本となる個人博物館（花のオープンガーデン）の開設を検討し、各家庭における緑化の推進に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
20	個人博物館（花のオープンガーデン）の開設	観光都市づくり推進室 / みどり公園課				

民有地における緑化の推進

開発行為等における緑化指導による緑化の推進に努めます。また、緑化の推進に当たり、大気浄化能力や防火性の高い樹種の選定、郷土種の推奨など、質の高い緑化を働きかけていきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
21	開発行為等における適正な緑化指導の推進	みどり公園課				
22	大気浄化能力や防火性の高い推奨樹種の検討と働きかけ	みどり公園課				
23	郷土種など推奨樹種の検討と働きかけ	みどり公園課				

開発行為等における緑化基準の見直し

現在の一律5%の緑化基準について、今後用途地域や用途別による適切な緑化基準や緑化計画を検討し、質の高い効果的な緑化を目指します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
24	新たな緑化基準の策定	みどり公園課				

市街地における特殊緑化の推進

中心市街地では、建物が密集して緑化スペースの確保が難しく、緑化しても緑が育たないケースがあります。そこで、今後は屋上緑化や壁面緑化など特殊緑化の基準を検討し、効果的な緑化を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
25	特殊緑化の基準づくりと推進	みどり公園課				

特殊緑化に対する助成制度等の検討

屋上緑化や壁面緑化などの特殊緑化を推進するため、特殊緑化に対する助成制度導入

を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
26	特殊緑化に対する助成制度の検討	みどりと公園課				

緑地協定制度による緑化の推進

緑地協定制度を活用し、土地所有者などによる自主的な緑の保全と緑化の推進に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
27	大規模な宅地開発等における制度活用の働きかけ	みどりと公園課				

緑化重点地区の設定と緑化事業の推進

現在、新座駅周辺土地区画整理事業に併せて、事業区域全体を緑化重点地区に設定し緑化事業を推進しています。引き続き、新たな地区の設定に向けた検討を行い、地区の拡大と緑化事業の推進を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
28	新座駅周辺の緑化事業の推進	みどりと公園課 / 各土地区画整理事務所				
再編	新たな緑化重点地区の設定に向けた検討	みどりと公園課				

緑化地域の検討

緑化地域は、大規模な敷地面積の建築物を対象に、敷地の一定割合の緑化を義務付けることができる都市計画法に基づく制度です。今後、中心市街地など緑の不足している地域において、制度の導入と活用について検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
29	市街地における緑化地域の検討	まちづくり計画課 / みどりと公園課				

地区計画などの活用による緑化の推進

地区計画制度は、計画を定めた区域内において条例で緑化率の最低限度を定めることができる制度で、今後緑化率の基準等も含めて、制度の活用を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再編	地区計画制度を活用した良好な街並みの形成	まちづくり計画課 / みどりと公園課 / 建築指導課				

(2) 人々が交流する緑の整備（魅力のある公園づくり）

市内の公園は、地域によって公園の配置に隔たりが生じており、十分な緑化が図られていない公園もあります。また、防災拠点としての公園の活用など、多様な機能と役割を兼ね備えた公園の整備が求められており、今後は地域間のバランスの取れた公園整備を推進するとともに、市のシンボル、地域の拠点となる公園の整備に努めます。そして、防災拠点としての活用や地域の特性などを考慮した特徴ある公園の整備を図るとともに、市民参加による魅力ある公園づくりを進めます。

住区基幹公園の整備

新たな市のシンボルとなる公園として、道場二丁目地区に（仮称）道場公園（とんぼの里公園）の整備を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再編	公園用地取得の推進	みどりと公園課				
再編	公園整備の推進	みどりと公園課				

都市基幹公園の整備

総合運動公園の整備を推進するとともに、本多の森として周辺エリアと一体となった環境の保全と活用に努めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再編	市民総合体育館を含めた総合運動公園の整備の推進	みどりと公園課 / スポーツ健康課				
再編	総合運動公園周辺エリア（本多の森）の保全と活用	みどりと公園課				

土地区画整理事業地内の公園の整備

新座駅南口第2土地区画整理地区内に予定されている都市公園の整備を推進するとともに、事業化の検討を行っている新座駅北口土地区画整理事業地区の公園整備の検討を進めます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
30	新座駅南口第2土地区画整理事業地区内の公園整備の推進	みどりと公園課 / 新座駅南口第2土地区画整理事務所				
31	新座駅北口土地区画整理事業予定地区内の公園整備の検討	みどりと公園課 / 新座駅北口土地区画整理事業推進室				

（仮称）中野第二公園の整備

現在、暫定的に開放している（仮称）中野第二公園について、今後遊具の設置などの整備を行い、供用を開始します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
32	公園遊具等の設置と供用の開始	みどりと公園課				

公園の再配置計画の検討と整備の推進

地域バランスの取れた公園の配置と柔軟な公園整備を推進するため、公園の新設や統廃合も含めた公園の再配置計画を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
33	公園再配置計画の検討	みどりと公園課				
34	柔軟な公園整備の推進	みどりと公園課				

公園のリニューアル計画の検討

公園の再配置計画とともに、公園のリニューアル計画を検討し、老朽化した公園の計画的なリニューアルを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
35	公園のリニューアル計画の検討と推進	みどりと公園課				

市民参加による魅力のある公園づくり

今後の公園整備に当たっては、地域の特性や立地条件なども考慮した特徴ある公園の整備に努めるとともに、市民参加による魅力ある公園づくりを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
36	市民ワークショップなど市民参加による公園づくりの推進	みどりと公園課				

公園用地等の公有地化

市内の公園の多くが借地であり、今後不測の事態などに対応していくため、公園用地などの公有地化基金の設置を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
37	公園用地公有地化基金設置の検討	みどりと公園課				

拠点公園などを結ぶ水と緑のネットワークの構築

今後計画的な公園整備を推進しながら、河川沿いの遊歩道や緑道、街路樹などと結び、水と緑のネットワークを構築していきます。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
38	水と緑のネットワークの推進	みどりと公園課				

市民参加による公園管理の仕組みづくり

公園の清掃や花壇づくりなど、市民参加による公園の管理を進め、地域に根ざした愛着のある公園づくりを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
38	町内会による公園清掃の推進	みどりと公園課				
39	新座市公園ボランティア活動の推進	みどりと公園課				

基本方針 3

手と手をつなぎ、みんなで創る緑のまちづくり（市民・事業者・行政の協働）

(1) 協力体制の充実

市街化の進む中で、良好な緑の保全と緑化を推進していくには、市民の理解と協力が何より大切です。緑は、私たちに多くの恩恵を与えてくれる財産であり、今後は市民、事業者、行政などが手と手を取り合って互いに協力し合い、それぞれの役割の中で実践活動を展開し、市全体で緑を守り育てていきます。

市民活動の推進

引き続き、市と協働で行っている緑に関するボランティア活動を積極的に推進するとともに、今後新たなボランティア制度を検討します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
継続	新座市グリーンサポーター活動の推進	みどりと公園課				
継続	新座市緑の保全巡視員活動の推進	みどりと公園課				
継続	新座市公園ボランティア活動の推進	みどりと公園課				
1	新座市環境保全協力員活動の推進	環境対策課				
2	新たなボランティア制度の検討	みどりと公園課				

市民団体等の支援と協力体制づくり

市内には緑に関する活動を行っている市民団体などが多く存在しますが、必ずしも市との連携や協力が図られているとは言えません。また、市民や行政などがそれぞれの立場で行う活動には限度もあり、今後はこうした市民団体の把握と連携強化に努め、互いの支援と協力体制の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
3	市民団体等の把握と協力体制づくり	みどりと公園課				
4	市民団体等と一体となった活動の推進	みどりと公園課				

地域や学校、事業者との連携と協力体制づくり

地元の町内会や学校など、その地域に住む市民との連携を深め、緑に関する活動の推進と協力体制づくりを進めます。また、今後は事業者との連携を深め、事業所敷地内の緑化を推進するとともに、ボランティア活動への参加など協力体制の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
5	事業者との連携と協力体制づくり	みどりと公園課				
6	町内会や学校による公園や緑地の清掃活動の推進	自治振興課/みどりと公園課/生涯学習課/指導課				
7	緑に関するボランティア活動への協力体制の充実	みどりと公園課				

周辺自治体との連携（雑木林サミットの開催）

雑木林の保全に関する国や県への要請など、雑木林の保全に向けた連携と協力を行う協議会の設立に向けて、近隣市町村への働きかけを行います。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
8	雑木林サミット開催の検討	みどりと公園課				

(2) 緑に関する啓発

市内の緑を守り育てていくには、市民や事業者、行政などが共通した認識を持ち、それぞれの立場の中で一体となって活動していくことが大切です。今後は、緑に対する理解と協力を深めていくため、緑に触れ合う機会を充実するとともに、緑に関する啓発活動を積極的に推進しながら、市民一体となった活動を推進していきます。

緑に関する市民活動の普及・啓発

緑に関する市民活動への理解と参加の促進を図るため、市民活動への普及と啓発を積極的に推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
9	広報紙及びホームページの活用	自治振興課 / みどりと公園課				
10	パネル展の開催	みどりと公園課				

緑に触れ合う機会の充実と緑に関する講座・イベントなどの開催

緑に触れ合う機会の充実を図り、緑に対する理解と協力を促進するため、緑に関する様々な講座やイベントなどを積極的に展開します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
11	森の音楽会の開催	観光都市づくり推進室 / 生涯学習課				
12	親子シイタケ栽培体験イベント	みどりと公園課				
13	雑木林におけるシイタケ栽培や炭焼き体験など	観光都市づくり推進室 / みどりと公園課				
14	タケノコ掘り、イモ掘り体験など各種イベントの開催	観光都市づくり推進室 / みどりと公園課				
15	各公民館におけるバードウォッチングや自然観察会の実施	各公民館				
16	緑に関する各種講座の開催	みどりと公園課 / 各公民館				
17	新たな事業の検討と積極的な推進	みどりと公園課				
18	ホタル飼育事業の推進	自治振興課				
19	景観に関する顕彰制度による緑の啓発	まちづくり計画課				

体験ルート（自然散策コース）の設定

身近に自然と触れ合う場として、グリーンツーリズムを感じさせるような自然との接点を持たせた自然散策コースを設定し、自然体験ツアーなどを開催します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
20	自然散策コースの設定	観光都市づくり推進室/みどりと公園課				

カブトムシ・クワガタムシの里づくり

雑木林などにカブトムシやクワガタムシが数多く生息できる環境を整え、子どもたちが身近に自然と触れ合える機会の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
21	カブトムシ・クワガタムシの里づくりの推進	観光都市づくり推進室/みどりと公園課				

学校ふるさと構想の推進

子供たちが身近に自然と触れ合える場の創出と自然環境教育の充実を図るため、小・中学校への学校教育農園と学校教育林の設置を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
再掲載	学校教育林設置の推進	みどりと公園課/指導課				
再掲載	新座っ子ばわーあっぷくらぶ「森の子くらぶ」の推進	生涯学習課				
再掲載	学校教育林や学校教育農園における自然環境教育活動の充実	指導課				
再掲載	学校教育農園設置の推進	指導課				

(3) 情報の共有化

緑に関する情報提供の仕組みを確立し、市民への意識啓発と情報の共有化を図り、市民との協力体制の充実に努めます。

広報紙、ホームページの活用

市の広報紙やホームページを積極的に活用して、緑に関する情報を幅広く周知するとともに、内容の充実を図り、緑に関する情報の共有化を推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
22	広報紙、ホームページの活用と掲載情報の充実	自治振興課/みどりと公園課				

緑に関するボランティア情報誌の発行

緑に関する様々な情報やボランティア活動などを紹介した情報誌を発行し、緑に対する意識啓発とボランティアへの参加を促進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
23	みどりの情報紙「オアシス～みどりの便り～」の発行	みどりと公園課				

情報交流の場づくり

緑に関するインフォメーションカウンターやラウンジを設置するなど、市民が緑に関する情報を得る手段と情報交流の場づくりを推進します。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
24	緑に関するインフォメーションカウンターの設置	観光都市づくり推進室/みどりと公園課				
25	ボランティア同士が交流できるラウンジの設置	観光都市づくり推進室/みどりと公園課				

各種案内パンフレットの作成と内容の充実

緑に関する様々な情報を盛り込んだ案内パンフレットを作成するとともに、各種パンフレットにおける緑に関する内容や情報の充実を図ります。

	事業内容	担当課	実施中	実施時期		
				短期	中期	長期
26	緑に関する案内パンフレットの作成	みどりと公園課				
27	各種パンフレットにおける緑に関する内容、情報の充実	自治振興課/みどりと公園課/生涯学習課				

アクションプラン一覧表

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19~平成32年)		
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (~H23)	中期 (~H28)	長期 (H29~)
基本方針1 緑地の保全(豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり)	(1)市の骨格となる緑の形成(P46)	平林寺境内林とその周辺の緑	1	平林寺近郊緑地保全区域指定に基づく保全	平林寺境内林及びその周辺の雑木林(68ha)		みどりと公園課		→		
			2	国指定天然記念物平林寺境内林の保全(国指定天然記念物平林寺境内林保存対策事業の推進)	平林寺境内林(43ha)		生涯学習課		→		
			3	埼玉県ふるさとみどりの景観地の指定に基づく保全	平林寺境内林(43ha)		みどりと公園課		→		
			4	緑地保全特別助成金の推進			みどりと公園課		→		
			5	優れた景観の保全			まちづくり計画課	→	→		
		6	市民総合体育館を含めた総合運動公園の整備の推進	総合運動公園	約19ha	みどりと公園課 スポーツ健康課			→	→	→
		7	総合運動公園周辺エリア(本多の森)の保全と活用	総合運動公園周辺エリア(本多の森)		みどりと公園課		→	→	→	→
		8	公園用地取得の推進	(仮称)道場公園(とんぼの里公園)予定地	約6ha	みどりと公園課		→	→	→	→
		9	公園整備の推進	(仮称)道場公園(とんぼの里公園)予定地		みどりと公園課				→	→
		10	妙音沢特別緑地保全地区の保全、整備	妙音沢特別緑地保全地区(面積約3.3ha)		みどりと公園課		→	→	→	→
		11	栄一丁目緑地基本計画に基づく保全、整備の推進	妙音沢特別緑地保全地区(面積約3.3ha)		みどりと公園課		→	→	→	→
		12	動植物の生態系に配慮した保全、管理の推進			みどりと公園課		→	→	→	→
		13	地区内の民有林について管理協定締結の検討	H18.9.1現在 民有地約0.93ha		みどりと公園課		→	→	→	→
		14	新座市緑の保全巡視員制度の充実	H18.9.1現在 妙音沢巡視員9名		みどりと公園課		→	→	→	→
		15	市民等との連携による保安全管理の推進			みどりと公園課		→	→	→	→
		16	計画的な土地の買入れ及び地区内の整備の推進	H18.9.1現在 面積約3.3ha (うち民有地約0.93ha)	市有地約2.22haから約3.3haへ	みどりと公園課				→	→
		17	緑化重点地区の指定による緑化の推進	新座駅周辺		みどりと公園課、新座駅北口土地区画整理事業推進室、新座駅南口第2土地区画整理事務所		→	→	→	→
		18	新たな緑化重点地区指定の検討	駅周辺の住宅地等		みどりと公園課			→	→	→
		19	志木駅南口広場の緑化の推進			市民安全課、みどりと公園課、道路整備課		→	→	→	→
		20	中心市街地における特殊緑化や壁面緑化の推進			みどりと公園課		→	→	→	→
		基本方針1 緑地の保	(1)市の骨格となる緑の形成(P46)	新座駅、志木駅、ひばりヶ丘駅周辺の緑の形成	21	中心市街地における緑化地域の検討			まちづくり計画課 みどりと公園課	→	→

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19~平成32年)				
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (~H23)	中期 (~H28)	長期 (H29~)		
全(豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり)	野火止用水とその周辺の緑	22	駅周辺の緑化や花壇づくりの推進				みどりと公園課		推進				
		23	空間地を活用した緑化の推進				みどりと公園課 道路整備課		推進				
		24	県指定史跡の指定に基づく保全				生涯学習課		推進				
		25	野火止用水管理活用計画の推進				生涯学習課		推進				
		26	野火止用水文化的景観保存計画に基づく保全				生涯学習課	保存計画	策定	推進			
		27	市民等との連携による保全の推進(野火止用水クリーンキャンペーンの推進)				生涯学習課		推進				
		黒目川、柳瀬川とその周辺の緑	28	河川区域における緑地保全の働きかけ				みどりと公園課 道路整備課		保全の働きかけ			
			29	斜面林の保全配慮地区の指定及び保全策の検討				みどりと公園課		調査と評価の実施	指定と保全策の検討		
		街路樹の保全と整備	30	街路樹の適正な保全と管理				道路整備課		推進			
			31	主要幹線道路沿いの街路樹の整備				道路整備課		推進			
			32	維持管理や防火性を考慮した街路樹の選定				道路整備課		推進			
		遊歩道、緑道の整備	33	河川沿いの遊歩道整備の推進				道路整備課		推進			
			34	野火止用水緑道等の整備(「発見の径(こみち)」の整備等)				道路整備課		推進			
			35	緑道整備による水と緑のネットワークづくり				みどりと公園課 道路整備課		推進			
	(2)雑木林(平地林・斜面林)の保全と再生(P46)	みどりの保全協定「市民憩いの森」制度の活用	36	市民憩いの森整備計画の検討	市内全域			みどりと公園課		整備計画の検討			
			37	市民憩いの森の指定拡大	H18.9.1現在 7箇所約3.4ha	面積3.4haから 5.4haへ		みどりと公園課		指定の拡大			
		市指定保存樹木等の指定による保全	38	樹木、樹林地所有者への制度の周知				みどりと公園課		制度の周知	指定の推進		
			39	市指定保存樹木等の指定の拡大	H18.9.1現在 市指定保存樹木(集団) 13か所76,213.88㎡ (独立)276本	・独立樹木350本 ・集団樹木 20箇所10ha		みどりと公園課			指定の拡大		
			40	みどりのまちづくり奨励金制度の再検討				みどりと公園課		検討			
		樹木伐採届出の強化	41	届出制度の周知徹底				経済振興課 みどりと公園課		推進			
			42	届出者への樹木保全の働きかけ				みどりと公園課		推進			
		新座すみどりのまちづくり基金の周知・活用	43	基金の積極的な周知、啓発と協力の働きかけ	H18.9.1現在残高 55,640,627円			みどりと公園課		推進			
			新座すみどりのまちづくり基金の周知・活用	44	開発行為等における事業主に対する基金への協力の働きかけ				みどりと公園課		推進		
				45	緑の現況調査と評価の実施				みどりと公園課		調査と評価の実施		

基本方針1
緑地の保全
(豊かな緑を守り、自然と共生する)

(2)雑木林(平地林・斜面林)の保全と再生(P46)

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)			
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)	
基本方針1 緑地の保全(豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり)	(2)雑木林(平地林・斜面林)の保全と再生		46	基金の適正運用と計画的な公有地化の推進	H18.9.1現在取得面積 25,830.99㎡	取得面積4.5ha	みどりと公園課		基金の充実		→	
		雑木林の保全に向けた国や県への働きかけ	47	相続税納税猶予制度確立の働きかけ			みどりと公園課		推進		→	
			48	市街化区域内山林に対する税優遇措置制度確立の働きかけ			みどりと公園課		推進		→	
			49	雑木林保全に向けた財政的な支援策の働きかけ			みどりと公園課		推進		→	
		緑地の現況把握と評価	再掲載	緑の現況調査と評価の実施		市内全域	みどりと公園課		→	調査と評価の実施		→
		雑木林の保全の位置付け(保全配慮地区指定の検討)	再掲載	緑の現況調査と評価の実施			みどりと公園課		→	調査と評価の実施		→
			50	緑化推進協議会答申地区の再検証			みどりと公園課			再検証		→
			51	雑木林所有者への意向調査			みどりと公園課			調査の実施		→
			52	保全配慮地区の指定及び保全策の検討			みどりと公園課				指定の検討	→
		雑木林管理の仕組みづくり	53	(仮称)雑木林整備活用指針の策定			みどりと公園課			指針の検討と策定		→
		萌芽更新による雑木林の再生	54	萌芽更新を行う雑木林の選定			みどりと公園課					検討
			55	萌芽更新後の管理手法の検討(昔ながらの雑木林の保全、活用の推進)			みどりと公園課			検討		→
		萌芽更新によらない雑木林の保全、管理の推進	56	雑木林の管理手法の検討			みどりと公園課			検討		→
		森林バイオマスの活用	57	剪定枝のチップ化の推進			みどりと公園課 道路整備課			推進		→
			58	伐採木の活用(シイタケのホダ木など)			みどりと公園課			推進と新たな	活用の検討	→
			59	落葉の堆肥化と活用の検討			みどりと公園課			堆肥化の推進 活用の検討		→
			60	木炭、竹炭としての活用(炭焼き実施の検討)			みどりと公園課			→	実施の可否の検討	
		生態系に配慮した保全、管理の推進(森林ビオトープの形成)	61	生物の生息、生育空間の確保			みどりと公園課			推進		→
			62	森林ビオトープの形成			みどりと公園課			調査・研究	推進	→
		ヤマ(雑木林)のモデルづくり	63	モデル地区の設定			みどりと公園課			→	設定	
			64	モデル地区内の萌芽更新、下草刈り、落葉掃きなど、保全、管理の推進			みどりと公園課				保全管理の推進	→
			65	モデル地区内の伐採木の活用(シイタケのホダ木など)			みどりと公園課				推進と新たな	活用の検討
		ヤマ(雑木林)のモデルづくり	66	モデル地区内の落葉の堆肥化			みどりと公園課				推進	→
			67	モデル地区内の剪定枝のチップ化			みどりと公園課				推進	→
			68	モデル地区内の森林ビオトープの形成			みどりと公園課				推進	→

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)			
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)	
まちづくり)		緑のトラスト運動の推進	69	さいたま緑のトラスト基金活用の検討			みどりと公園課		検討			
			70	(仮称)新座市緑のトラスト団体設立の検討			みどりと公園課		検討			
		市民管理協定制度の活用(県制度)	71	市民管理協定制度の周知と活用の検討				みどりと公園課		制度の周知 活用の検討		
			市民参加による雑木林の保安全管理の推進	72	新座市グリーンサポーター制度の充実	H18.9.1末現在 登録人数93名		みどりと公園課		人員の拡充と 事業内容の充実		
		再掲載		新座市緑の保全巡視員制度の充実	H18.9.1現在 登録人数16名		みどりと公園課		人員の拡充と 事業内容の充実			
			73	新たな緑地保全活動制度の検討				みどりと公園課		検討		
			74	地域の町内会や学校などとの連携による緑地保全活動の推進				みどりと公園課		活動の推進		
		市民団体等などとの連携と支援	75	緑地保全団体等との連携と支援の推進				みどりと公園課		連携と支援の 推進		
		雑木林における教育啓発の充実	76	学校教育林設置の推進				みどりと公園課 指導課		推進		
			77	新座っ子ぱわーあっぷくらぶ「森の子くらぶ」の推進				生涯学習課		推進		
			78	学校教育林における自然環境教育活動の充実				指導課		充実		
		自然地と自生植物の保全	79	植物自生地の現況把握と保全策の検討				みどりと公園課		調査と保全策の 検討		
			80	山野草観察園の開設の検討				観光都市づくり推進室、みどりと公園課		検討	実施	推進
		その他、法令などに基づく保全	81	市民緑地制度、管理協定制度、緑地管理機構制度活用の検討				みどりと公園課		制度活用の検討		
			82	地区計画制度を活用した良好な街並みの形成				まちづくり計画課 みどりと公園課 建築指導課		制度の推進・拡大		
			83	新座市森林整備計画に基づく保全策の検討				経済振興課		調査・研究	推進	
		(3)自然と触れ合う緑の水辺空間の創出(P54)	河川区域の緑の消失防止の働きかけ	再掲載	河川区域における緑地保全の働きかけ			みどりと公園課 道路整備課		保全の働きかけ		
				84	自然護岸、親水空間の整備、復元の働きかけ			みどりと公園課 道路整備課			働きかけ	
			豊かな水辺空間と自然護岸の創出	85	黒目川環境整備基本計画推進の働きかけ			道路整備課			働きかけ	
				86	黒目川、柳瀬川周辺における公園地の利用			みどりと公園課		推進		
(3)自然と触れ合う緑の水辺空間の創出(P54)	豊かな水辺空間と自然護岸の創出	87	親水ゾーン整備の働きかけ			道路整備課			働きかけ			
		湧水の保全	88	湧水地の現況調査			みどりと公園課		調査			
	89		湧水の水量と水質検査の実施			環境対策課 みどりと公園課		充実				
基本方針1 緑地の保全(豊かな緑を守り、自然と共生する快適なまちづくり)		河川の水質保全	90	下水道整備の推進			下水道課		推進			

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19~平成32年)		
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (~H23)	中期 (~H28)	長期 (H29~)
基本方針1 緑地の保 全(豊かな 緑を守り、 自然と共生 する快適な まちづくり)		流域自治体との連携による河川環境の保全と整備	91	浄化槽の設置及び維持管理の促進			環境対策課		推進		
			92	流域自治体との河川のネットワークづくり			道路整備課		推進		
			93	市民参加による河川環境保全活動の推進			道路整備課		推進		
			94	河川清掃ボランティア制度の検討			道路整備課		推進		
	(4)農地の保全(P55)	生産緑地の指定による市街化区域内農地の保全	95	生産緑地地区の指定による農地の保全	H18.12.27現在 259地区 1,134,800㎡		みどりと公園課		推進		
			96	生産緑地地区の新規指定拡大の検討			経済振興課、みどり と公園課		指定拡大の検討		
			97	公共施設への活用の検討			みどりと公園課		検討		
		農地の持つ多様性の理解の促進	98	農地の持つ機能や役割の周知			みどりと公園課		周知		
			99	土埃防止対策の推進			経済振興課		調査・研究	拡充	
			100	休耕地の保全活用			経済振興課	現況把握	有効活用		
		レジャー農園の充実	101	レジャー農園の利用推進			経済振興課		充実		
		農産物直売所や観光農業の推進と農業の活性化	102	農産物直売施設の充実			経済振興課		充実		
			103	観光農業の推進			経済振興課		調査研究	推進	
		体験農園、学校教育農園の推進	104	体験農園の推進			経済振興課		調査研究	意向調査	推進
			105	学校教育農園設置の推進			指導課		推進		
		有機肥料の活用	再掲載	落葉の堆肥化と活用の検討			みどりと公園課		堆肥化の推進 活用の検討		
	(5)歴史・文化遺産の保全(P56)	平林寺境内林の保全	再掲載	平林寺近郊緑地保全区域指定に基づく保全	平林寺境内林及びその 周辺の雑木林(68ha)		みどりと公園課		推進		
	(5)歴史・文化遺産の保全(P56)	平林寺境内林の保全	再掲載	国指定天然記念物平林寺境内林の保全 (国指定天然記念物平林寺境内林保存対策事業の 推進)	平林寺境内林(43ha)		生涯学習課		推進		
			再掲載	埼玉県ふるさとみどりの景観地の指定に基づく保全	平林寺境内林(43ha)		みどりと公園課		推進		
			再掲載	緑地保全特別助成金の推進			みどりと公園課		推進		
再掲載			優れた景観の保全			まちづくり計画課		景観計画の策定	計画に基づく規制・誘導		
野火止用水の保全		再掲載	県指定史跡の指定に基づく保全			生涯学習課		推進			

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)			
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)	
			再掲載	野火止用水管理活用計画の推進			生涯学習課		→			
			再掲載	野火止用水文化的景観保存計画に基づく保全			生涯学習課		→			
			再掲載	市民等との連携による保全の推進(野火止用水クリーンキャンペーンの推進)			生涯学習課		→			
	(6)社寺林・屋敷林の保全(P57) (7)都市の安全性の確保(P57)	文化財の保護による緑の保全	106	文化財保護による緑地空間の保全			生涯学習課		→			
			再掲載	市指定保存樹木等の指定の拡大			みどりと公園課			→	指定の拡大	
			再掲載	生産緑地地区の指定による農地の保全			みどりと公園課		→			
		防災機能を持つ緑の保全	107	市街化区域内にある雑木林の保全			みどりと公園課			→		憩いの森制度 活用の検討
			108	斜面林の保全策の検討			みどりと公園課				→	保全策の検討
			109	地域防災計画による緑地の保全			市民安全課 みどりと公園課		→			
		避難路及び避難地、緑のオープンスペースの確保	110	地域間のバランスのとれた公園の整備			みどりと公園課				→	推進
			再掲載	生産緑地地区の指定による農地の保全			みどりと公園課		→			
			111	公園などにおける地域の防災拠点としての機能整備の充実			市民安全課 みどりと公園課		→			
		街路樹の整備	再掲載	街路樹の適正な保全と管理			道路整備課		→			
			再掲載	主要幹線道路沿いの街路樹の整備			道路整備課		→			
			再掲載	維持管理や防火性を考慮した街路樹の選定			道路整備課		→			
生け垣設置の奨励	112	開発行為等における緑化指導での生け垣の推奨		市内全域	みどりと公園課		→					
	113	生け垣設置助成制度の再検討			みどりと公園課			→				
基本方針2 緑化の推進(緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり)	(1)緑の創出(P58)	公共施設などにおける緑化の推進	1	公共施設や道路などにおける緑化基準の検討		公共公益施設は敷地面積の15～20%、学校は敷地面積の20%以上幹線道路延長の50%以上等	管財契約課、施設管理課、みどり公園課、道路整備課、各公共施設等所管課		→			
			2	公共施設の新設、建替え、街路樹整備における緑化基準の遵守			各公共施設等所管課		→			
			3	公共施設などにおける潤いのある緑地空間の形成			各公共施設等所管課		→			
	再掲載	街路樹及び植栽歩道の整備の推進			公共公益施設は敷地面積の15～20%、学校は敷地面積の20%以上幹線道路延長の50%以上等	管財契約課、施設管理課、みどり公園課、道路整備課、各公共施設等所管課		→				

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)			
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)	
基本方針2 緑化の推進(緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり)	(1)緑の創出(P58)		4	植栽歩道整備の推進			道路整備課		東久留米・志木線の整備にあわせて施工			
			5	(仮称)街路樹里親制度の検討			道路整備課	検討	推進	拡充		
		身近な緑の創出	6	空間地などを活用した緑のスポット整備			みどりと公園課 道路整備課		推進			
		地域住民による花壇づくりの推進	7	花壇づくりボランティア制度の検討			みどりと公園課 道路整備課		制度の検討			
			8	地域住民及び市民団体による花壇づくりの推進			みどりと公園課 道路整備課			推進		
		東久留米・志木線におけるフラワーロードの推進	9	植栽手法の検討と整備			まちづくり計画課	用地取得	推進			
			10	管理体制の構築、監視体制等の確立、推進			まちづくり計画課			推進		
		フラワーリメイク事業	11	志木駅南口広場フラワーリメイク事業			みどりと公園課		推進			
			12	新座駅南口公園ふれあい花壇事業			みどりと公園課		推進			
			13	春・秋の七草メイク			みどりと公園課		推進			
			14	新たなフラワーリメイク事業の推進			みどりと公園課		事業の拡充			
			15	花の種銀行(フラワーバンク)の推進			みどりと公園課		導入の検討	推進		
		地域別フラワーロードの推進	16	地域別フラワーロードの推進			観光都市づくり推進室、道路整備課		モデル事業の推進	推進		
		桜と菜の花の里づくりの推進	17	桜と菜の花の里づくりの推進			観光都市づくり推進室、みどりと公園課、道路整備課	モデル事業の実施	推進			
		未利用地の花畑化の推進	18	未利用地の現況把握と活用の検討			観光都市づくり推進室、みどりと公園課		未利用地の現況把握と活用の検討			
		水と緑のネットワークの推進	19	水と緑のネットワークの推進			みどりと公園課 道路整備課		推進			
		家庭における緑化の推進	20	個人博物館(花のオープンガーデン)の開設			観光都市づくり推進室、みどりと公園課		検討・実施			
		民有地における緑化の推進	21	開発行為等における適正な緑化指導の推進			みどりと公園課		推進			
			22	大気浄化能力や防火性の高い推奨樹種の検討と働きかけ			みどりと公園課		検討			
			23	郷土種など推奨樹種の検討と働きかけ			みどりと公園課		検討			
		開発行為等における緑化基準の見直し	24	新たな緑化基準の策定			みどりと公園課		検討			
		市街地における特殊緑化の推進	25	特殊緑化の基準づくりと推進			みどりと公園課		検討	推進		

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19~平成32年)			
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (~H23)	中期 (~H28)	長期 (H29~)	
基本方針2 緑化の推進 (緑を育み、緑の大地で触れ合い、心豊かなまちづくり)	(2)人々が交流する緑の整備(魅力のある公園づくり)(P60)	特殊緑化に対する助成制度の検討	26	特殊緑化に対する助成制度の検討			みどりと公園課		→			
		緑地協定制による緑化の推進	27	大規模な宅地開発等における制度活用の働きかけ			みどりと公園課		→			
		緑化重点地区の設定と緑化事業の推進	28	新座駅周辺の緑化事業の推進			みどりと公園課、各土地区画整理事務所		→			
			再掲載	新たな緑化重点地区の設定に向けた検討			みどりと公園課			→	指定の検討	
		緑化地域の検討	29	市街地における緑化地域の検討			まちづくり計画課 みどりと公園課		→			
		地区計画等などの活用による緑化の推進	再掲載	地区計画制度を活用した良好な街並みの形成			まちづくり計画課 みどりと公園課 建築指導課			→		
	(2)人々が交流する緑の整備(魅力のある公園づくり)(P60)	住区基幹公園の整備(再掲)	再掲載	公園用地取得の推進	(仮称)道場公園(とんぼの里公園)予定地	約6ha	みどりと公園課		→		→	
			再掲載	公園整備の推進			みどりと公園課				→	
		都市基幹公園の整備	再掲載	市民総合体育館を含めた総合運動公園の整備の推進	総合運動公園	約19ha	みどりと公園課 スポーツ健康課			→		
			再掲載	総合運動公園周辺エリア(本多の森)の保全と活用	総合運動公園周辺エリア(本多の森)		みどりと公園課		→			
		土地区画整理事業地内の公園の整備	30	新座駅南口第2土地区画整理事業地区内の公園整備の推進			みどりと公園課、新座駅南口第2土地区画整理事務所			→		
			31	新座駅北口土地区画整理事業予定地区内の公園整備の検討			みどりと公園課、新座駅北口土地区画整理事業推進室		→			
		(2)人々が交流する緑の整備(魅力のある公園づくり)(P60)	(仮称)中野第二公園の整備	32	公園遊具等の設置と供用の開始	面積1,762.97㎡		みどりと公園課		→		
			公園の再配置計画の検討と整備の推進	33	公園再配置計画の検討			みどりと公園課		→		
				34	柔軟な公園整備の推進			みどりと公園課			→	
			公園のリニューアル計画の検討	35	公園のリニューアル計画の検討と推進			みどりと公園課		→		
	市民参加による魅力のある公園づくり		36	市民ワークショップなど市民参加による公園づくりの推進			みどりと公園課		→			
	公園用地等の公有地化		37	公園用地公有地化基金設置の検討			みどりと公園課		→			
	拠点公園などを結ぶ水と緑のネットワークの構築		再掲載	水と緑のネットワークの推進			みどりと公園課		→			
	市民による公園管理の仕組みづくり		38	町内会による公園清掃の推進			みどりと公園課		→			
39		新座市公園ボランティア活動の推進			みどりと公園課			→				
								→				

施策の基本体系		施策の方向	事業の番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)		
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)
基本方針3 市民・事業者・行政の協働(手と手をつなぎみんなで創る緑のまちづくり)	(1)協力体制の充実(P62)	市民活動の推進	再掲載	新座市グリーンサポーター活動の推進			みどりと公園課		人員の拡充と事業内容の充実		→
			再掲載	新座市緑の保全巡視員活動の推進			みどりと公園課		人員の拡充と事業内容の充実		→
			再掲載	新座市公園ボランティア活動の推進			みどりと公園課		人員の拡充と事業内容の充実		→
			1	新座市環境保全協力員活動の推進			環境対策課		充実		→
			2	新たなボランティア制度の検討			みどりと公園課		検討		→
基本方針3 市民・事業者・行政の協働(手と手をつなぎみんなで創る緑のまちづくり)	(1)緑に関する啓発(P63)	市民団体等の支援と協力体制づくり	3	市民団体等の把握と協力体制づくり			みどりと公園課		推進		→
			4	市民団体等と一体となった活動の推進			みどりと公園課		推進		→
		地域や学校、事業者との連携と協力体制づくり	5	事業者との連携と協力体制づくり			みどりと公園課		推進		→
			6	町内会や学校による公園や緑地の清掃活動の推進			自治振興課、みどりと公園課、生涯学習課、指導課		推進		→
			7	緑に関するボランティア活動への協力体制の充実			みどりと公園課		体制の充実		→
		周辺自治体との連携(雑木林サミットの開催)	8	雑木林サミット開催の検討			みどりと公園課		検討		→
		緑に関する市民活動の普及・啓発	9	広報紙及びホームページの活用			自治振興課 みどりと公園課		推進		→
			10	パネル展の開催			みどりと公園課		推進		→
	(2)緑に関する啓発(P63)	緑に触れ合う機会の充実と緑に関する講座・イベントなどの開催	11	森の音楽会の開催		年2～3回実施	観光都市づくり推進室、生涯学習課		推進		→
			12	親子シイタケ栽培体験イベント	総合運動公園内緑地		みどりと公園課		推進		→
		13	雑木林におけるシイタケ栽培や炭焼き体験など	市内の雑木林		観光都市づくり推進室、みどりと公園課		モデル事業の実施	推進	→	
		14	タケノコ掘り、イモ掘り体験など各種イベントの開催			観光都市づくり推進室、みどりと公園課		モデル事業の実施	推進	→	
		15	各公民館におけるバードウォッチングや自然観察会の実施			各公民館		推進		→	
		16	緑に関する各種講座の開催			みどりと公園課、各公民館		推進		→	
		17	新たな事業の検討と積極的な推進			みどりと公園課		推進		→	
		18	ホタル飼育事業の推進			自治振興課		推進		→	
		19	景観に関する顕彰制度による緑の啓発			まちづくり計画課		景観条例の策定	条例に基づき推進		→

施策の基本体系		施策の方向	事業の 番号	事業内容 印は、新規事業	対象地等	目標規模	担当課	実施中	実施時期(平成19～平成32年)		
基本方針	基本的項目 (緑の基本計画掲載ページ)								短期 (～H23)	中期 (～H28)	長期 (H29～)
		体験ルート(自然散策コース)の設定	20	自然散策コースの設定			観光都市づくり推進室、みどりと公園課		コースの検討・設定		
		カブトムシ・クワガタムシの里づくり	21	カブトムシ・クワガタムシの里づくりの推進			観光都市づくり推進室、みどりと公園課	モデル事業の実施	拡充・イベントの実施		
		学校ふるさと構想の推進	再掲載	学校教育林設置の推進			みどりと公園課 指導課		推進		
			再掲載	新座っ子ばわーあっぷくらぶ「森の子くらぶ」の推進			生涯学習課		推進		
			再掲載	学校教育林や学校教育農園における自然環境教育活動の充実			指導課		充実		
			再掲載	学校教育農園設置の推進			指導課		推進		
	(3)情報の共有化(P63)	広報紙、ホームページの活用	22	広報紙、ホームページの活用と掲載情報の充実			自治振興課 みどりと公園課		推進		
		緑に関するボランティア情報誌の発行	23	みどりの情報紙「オアシス～みどりの便り～」の発行			みどりと公園課		推進		
		情報交流の場づくり	24	緑に関するインフォメーションカウンターの設置	観光プラザ、その他		観光都市づくり推進室、みどりと公園課		新たな設置の検討 観光プラザの運用		
			25	ボランティア同士が交流できるラウンジの設置	観光プラザ、その他		観光都市づくり推進室、みどりと公園課		新たな設置の検討 観光プラザの運用		
		各種案内パンフレットの作成と内容の充実	26	緑に関する案内パンフレットの作成			みどりと公園課		検討		
			27	各種パンフレットにおける緑に関する内容、情報の充実			自治振興課、みどりと公園課、生涯学習課		推進		

資料編

1 新座市みどりのまちづくり条例

平成3年3月29日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野の自然に恵まれ、みどり豊かな郷土にいざを市民一体となって築き上げるため、みどりの保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を形成する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木、樹林(竹林を含む。)、生け垣、草花、草地及び農地をいう。
- (2) 樹木等 みどりを形成している木本及び草本の総体をいう。
- (3) 開発行為等 主として宅地の造成その他建築物又はその他の工作物の建設を目的として行う土地の区画形質を変更する行為等で、規則で定めるものをいう。
- (4) 所有者等 樹木等の存する土地又は土地に存する建築物その他の工作物について正当な権利を有する者をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、基本的かつ総合的な施策を策定するとともに、公共施設を整備する上でみどりを保全し、及び新たな緑地空間を創出する等、あらゆる施策を通じて、みどりの保全及び緑化の推進に最大の努力を払わなければならない。

2 市長は、広報活動、啓発運動等を通じて、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及並びに市民意識の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らみどりの保全及び緑化の推進に努めるとともに、市が実施するみどりに関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保全及び緑化の推進に必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりに関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(国、公共団体等の責務)

第6条 国若しくは他の公共団体又はこれらの機関は、その管理する公共施設について、みどりの保全及び緑化の推進に努めなければならない。

(緑化計画の調整)

第7条 規則で定める一定規模以上の開発行為等を行おうとする者は、規則で定める緑化基準に適合するように、あらかじめみどりの保全及び緑化の推進に関する計画(以下「緑化計画」という。)を作成し、市長の調整を受けなければならない。

2 前項の規定により緑化計画の調整を受けた者は、当該計画の内容を誠実に遵守しなければならない。

(樹木の保存)

第8条 何人も、その所有し、又は管理する樹木の保存に努めなければならない。

(伐採の届出)

第9条 規則に定める基準以上の土地の所有者又は管理者は、当該土地に存する樹木を伐採しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる行為については、届出を要しない。

(1) 通常の管理行為等で規則で定める行為

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 市長は、第1項の届出があったとき、又は必要と認めるときは、同項の土地の所有者又は管理者に対して、緑化に関して指導又は助言をすることができる。

(市指定保存樹木等)

第10条 市長は、規則で定める基準に該当する樹木等で、特に保存をする必要があると認めるものについては、所有者等の同意を得て、相当の期間を定めて、市指定保存樹木等として指定することができる。

2 前項の指定は、所有者等からの指定の申請を相当と認める場合にもすることができる。

3 前2項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定され、又は仮指定された樹木等

(2) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第3条の規定により指定された近郊緑地保全区域内の樹木等

(3) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の樹木等

(4) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条の規定により定められた生産緑地地区内の樹木等

(5) 埼玉県自然環境保全条例(昭和49年埼玉県条例第4号)第14条の規定により指定された保全区域に植生する樹木等

(6) ふるさと埼玉の緑を守る条例(昭和54年埼玉県条例第10号)第8条及び第11条の規定により指定された景観地、森及び並木道に植生する樹木等

(7) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの

4 市長は、市指定保存樹木等を指定したときは、遅滞なく、その旨を明らかにするための標識その他の表示をしなければならない。

(平 17 条例 29・一部改正)

(市指定保存樹木等に係る行為の制限)

第 11 条 何人も、市指定保存樹木等の健全な育成に努め、市指定保存樹木等を損傷し、又は現状変更その他その保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常の管理行為等で規則で定める行為
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (3) 市長の許可を得て行う行為

2 市長は、前項第 3 号の許可について、必要な条件を付けることができる。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(届出義務)

第 12 条 市指定保存樹木等の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市指定保存樹木等が滅失し、又は枯死したとき。
- (2) 市指定保存樹木等を他に譲渡しようとするとき。
- (3) その他指定の内容に変更が生じたとき。

(指定の解除)

第 13 条 市長は、市指定保存樹木等が第 10 条第 3 項各号の一に該当するに至ったとき、又は前条各号の一に掲げる事情等によりその指定の理由が消滅したと認められるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、市指定保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市指定保存樹木等について、指定の解除をなすべき旨を市長に対し申し出ることができる。

4 市長は、前 3 項の規定に基づいて、市指定保存樹木等の指定を解除したときは、その旨を所有者等に通知するものとする。

(みどりの保全協定)

第 14 条 市長は、市指定保存樹木等を除き、規則で定める規模以上の樹林その他の緑地について、相当の期間を定めて、当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結することができる。

2 市長は、みどりの保全協定を締結した緑地について、市民憩いの森として、市民の利用に供するために必要な整備をしなければならない。

(準用)

第 15 条 第 10 条第 4 項、第 11 条及び第 12 条の規定は、みどりの保全協定を締結した緑地について準用する。

(緑化推進地区)

第 16 条 市長は、地域の緑化を推進するため、一定区域を緑化推進地区に定め、地域住民とともに樹木等の保全及び植栽に努めるものとする。

2 市長は、前項の規定により緑化推進地区を定めたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(緑化協定)

第 17 条 一定区域内に存する一団の土地又は建物の所有権者、地上権者及び借地権者(次項において「一団地内所有権者等」という。)は、共同で、一定区域のみどりの保全及び緑化を図るための協定(以下「緑化協定」という。)を締結し、その旨を市長に届け出ることができる。

2 前項の規定により緑化協定を届け出た一団地内所有権者等は、緑化協定に係るみどりの保全及び緑化の推進に積極的に努めなければならない。

(助成等)

第 18 条 市長は、この条例の規定によりみどりを保全し、及び緑化を推進する者に対して、技術的な助言、苗木の供給又はあっせんその他みどりに関する施策の推進に必要な措置を講ずるとともに、予算に定める範囲内で、必要な助成を行うものとする。

(緑化推進協議会)

第 19 条 市長の諮問に応じ、第 1 条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、新座市緑化推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会議員 4 人以内

(2) 学識経験者 4 人以内

(3) 市民 4 人以内

(4) 市職員 4 人以内

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に、委員の互選により会長を置く。

5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第 20 条 協議会の庶務は、都市計画部において処理する。

(平 11 条例 19・一部改正)

(勧告)

第 21 条 市長は、第 7 条の規定に違反して開発行為等を行う者に対して、当該行為の中止又は緑化計画の履行を勧告することができる。

(違反事実の公表)

第 22 条 市長は、前条に定める勧告に従わなかった者又はこの条例の規定に違反して著しくみどりを破壊した者がある場合は、協議会の意見を聴いて、その事実を市民に公表することができる。

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の新座市みどりのまちづくり条例(以下「新条例」という。)第 9 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。
- 2 新条例の規定(前項ただし書に規定する部分を除く。次項において同じ。)は、平成 3 年 4 月 1 日以後の届出、申請その他の所有者等の行為に係るものから適用し、同日前の届出、申請その他の所有者等の行為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例の施行前に、改正前の新座市みどりの保全及び緑化の推進に関する条例の規定に基づいて市長が指定し、若しくは協定し、又は助成等をした保存樹木等に係る新条例の規定の適用については、それらの市長の行為は、当該行為に対応する新条例の相当規定によるものとみなす。

附 則(平成 11 年条例第 19 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項第 1 号の改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 新座市緑化推進協議会委員名簿

区 分		氏 名	備 考
市議会 議員	1	小池 秀夫	
	2	星川 一恵	
	3	石島 陽子	会長代理
	4	北村 由江	
学識 経験者	5	岩本 實	会長
	6	神谷 由紀雄	
	7	川崎 亮	
	8	平井 利生	
市民 代表	9	遠藤 敏子	
	10	小見野 洋子	
	11	瀧島 正善	
	12	細沼 勇	
市職員	13	中島 栄	市民環境部長
	14	榎本 和夫	財政部長
	15	新井 和久	教育総務部長
	16	高橋 吉文	建設部長

3 新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会設置要綱

(平成18年7月6日市長決裁)

(設置)

第1条 新座市緑の基本計画に係る実施計画(以下「実施計画」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、実施計画庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施計画の基本施策に関すること。
- (2) 実施計画の案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか実施計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市計画部長
 - (2) 都市計画部次長
 - (3) 別表に掲げる所属の職員であつて、市長が任命するもの
- 2 委員長は都市計画部長を、副委員長は都市計画部次長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(新座市緑化推進協議会の意見の反映)

第5条 委員会は、みどりのまちづくり条例に基づき緑の保全や緑化の推進に関する事項を協議するために組織された新座市緑化推進協議会の意見が実施計画の案に十分に反映されるよう努めるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市計画部みどりと公園課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあつた日から実施する。
- 2 この要綱は、実施計画の策定の日とその効力を失う。

別表（第3条関係）

課 名
企画総務部企画課
企画総務部自治振興課
企画総務部観光都市づくり推進室
財政部管財契約課
財政部施設管理課
財政部資産税課
市民環境部環境対策課
市民環境部市民安全課
市民環境部経済振興課
福祉健康部生活福祉課
福祉健康部児童福祉課
都市計画部まちづくり計画課
都市計画部開発指導課
都市計画部建築指導課
建設部道路整備課
教育総務部教育総務課
教育総務部生涯学習課
教育総務部スポーツ健康課

4 新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
委員 長	都市計画部長	小島 修一
副委員 長	都市計画部次長兼建築指導課長 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 都市計画部次長兼建築指導課長 (任期：H18.10.1～)	柳原 聡 谷 充博
委 員	企画総務部企画課主任	山口 聡
	企画総務部自治振興課長補佐	渡辺 哲也
	企画総務部観光都市づくり推進室主事	松崎 武志
	財政部管財契約課技師	石田 一成
	財政部施設管理課主査 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 財政部施設管理課技師 (任期：H18.10.1～)	柴田 順一 森山 栄一郎
	財政部資産税課専門員兼土地係長	関沢 三喜夫
	市民環境部環境対策課主席主査	中川 照男
	市民環境部市民安全課消防防災係長 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 市民環境部市民安全課消防防災係主任 (任期：H18.10.1～)	金子 啓一 大坂 悦子
	市民環境部経済振興課専門員 (任期：H18.7.6～H18.9.30) 市民環境部経済振興課主査 (任期：H18.10.1～)	橋本 成子 栗山 隆司
	福祉健康部生活福祉課長補佐兼地域福祉係長	新井 京子
	福祉健康部児童福祉課長補佐	大隅 さち江
	都市計画部まちづくり計画課主事	瀧口 直実
	都市計画部開発指導課主事	沼倉 伸哉
	都市計画部建築指導課主事	高村 優美
	建設部道路整備課主査	竹内 尚治
	教育総務部教育総務課専門員兼管理係長	島村 修司
	教育総務部生涯学習課主査	藤井 孝文
	教育総務部スポーツ健康課主査	藤澤 香澄

5 策定の経過（概要）

年月日	内容
平成18年 3月29日	新座市緑の基本計画策定
平成18年 5月 1日	新座市緑の基本計画公表
平成18年 7月 6日	新座市緑の基本計画に係る実施計画庁内検討委員会の設置、委員の任命
平成18年 7月31日	第1回庁内検討委員会
平成18年 8月 2日	緑の基本計画に関連する事業について関係各課へ意見照会（1）
平成18年 8月25日	第2回庁内検討委員会
平成18年 8月30日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（2）
平成18年 9月25日	第3回庁内検討委員会
平成18年10月 3日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について新座市緑化推進協議会へ意見照会（1）
平成18年10月31日	第4回庁内検討委員会
平成18年10月31日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（3）
平成18年11月22日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について関係各課へ意見照会（4）
平成18年12月 4日	平成18年度第1回新座市緑化推進協議会で審議
平成18年12月19日	第5回庁内検討委員会
平成18年12月27日	新座市緑の基本計画に係る実施計画（素案）について新座市緑化推進協議会へ意見照会（2）
平成19年 2月 1日	新座市パブリック・コメント手続き条例に基づく意見の募集
平成19年 2月 1日	新座市議会各議員に意見照会
平成19年 3月27日	第6回庁内検討委員会
平成19年 3月29日	平成18年度第2回新座市緑化推進協議会で審議
平成19年 3月30日	新座市緑の基本計画アクションプラン策定

6 用語解説

あ

- 一時避難場所** 地震等による災害が発生したときに、一時的に避難して情報を得る場所で、市が小・中学校のグラウンドや公園などを指定する。
- 運動公園** 都市住民全般の、主として運動の利用を目的とした公園。面積 15ha～75haを標準とする。
- オープンスペース** 建物の無い一定の広がりのある場所のこと。都市の公共の緑地（公園、運動場等）、その他緑地等（水辺、山林、社寺境内、墓地等）を指す。

か

- 幹線道路** 都市間の主要地点を結ぶ道路のこと。
- 管理協定** 地方公共団体などが特別緑地保全地区や近郊緑地保全区域内の緑地について土地所有者による管理が不十分であると認められる場合に、土地所有者に代わって管理を行うために締結する協定のこと。
- 協働** 市民・事業者・市などが、それぞれの役割を果たしながら、同じ目標に向かって取り組むこと。
- 近郊緑地保全区域** 首都圏近郊緑地保全法に基づく、首都圏近郊の一定の区域内において良好な自然環境を形成している緑地で住民の健全な生活環境の確保、公害・災害の防止等を目的として国土交通大臣が指定する緑地

さ

- 市街化区域** 都市計画区域内において、既に市街化している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- 市街化調整区域** 都市計画区域内において市街化を抑制する区域。新たな開発などは一般に禁止され、農林漁業などの一部の建物しか建てられない。
- 市民緑地** 都市緑地法に基づき地方公共団体が緑地の所有者と契約を交わして借り受け、一定の期間に市民に開放する緑地
- 社寺林** 神社や寺院の周囲の林
- 自然環境学習** 樹林や川など自然の環境や人が活用してきた環境を題材にしながら、自然の仕組みや人の営みとの関わりなどを学ぶこと。
- 森林整備計画** 市町村が、その区域内にある地域森林計画の対象になっている民有林につき、五年ごとに、伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める計画（市町村森林整備計画）
- 住区基幹公園** 主として、周辺に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。街区公園、近隣公園及び地区公園で構成される。
- 生産緑地（地区）** 市街化区域内において、公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地などを計画的に保全し、良好な生活環境の形成を図る

ため、生産緑地法により指定された農地のこと。

総合公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、鑑賞、散策、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園。都市規模に応じ、1か所当たり10～50haを標準として設置する。

総合振興計画 地方自治法第2条第5項に基づき、市町村の行政運営を総合的かつ計画的に行うことを目的として定める構想。議会の議決を経て決定される。

た

地区計画制度 地区の特性を活かした良好な環境の街区を整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、都市施設の位置や建築物等のルールを定める計画制度

地区公園 都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1か所当たり4haを標準として設置する。

特別緑地保全地区 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地の保全を目的として、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区

都市基幹公園 都市住民全般を対象とした公園。総合公園と運動公園で構成される。

都市計画道路 都市計画法に定められた都市施設の一つで、都市計画決定された道路のこと。

都市公園 都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園又は緑地のこと。

都市緑地法 良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律

土地区画整理事業 都市計画区域内の市街地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。

は

ビオトープ ドイツ語で生物を意味する「ビオ」と、場所を意味する「トープ」の合成語。野生生物の生息空間

萌芽更新 コナラ、クヌギなどは切り株から新しい芽(萌芽)を出す性質があり、これを育成して次代の林を育成する方法をいう。

保全配慮地区 保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、行政と市民が協力しながら、計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために定める地区

保存樹木等 比較的大きな樹木等を保全するために、所有者等の同意を得て、保存樹木等として市が指定している制度

ま

**みどりの保全協定
緑地**

既存の雑木林や斜面林などの緑地を保全していくため、相当の期間を定めて当該緑地の所有者等とみどりの保全協定を締結し、憩いの森として市民に開放している緑地

**みどりのまちづくり
基金**

緑地の保全や緑化の推進を図る目的に設置された基金

や

屋敷林

北風や日差しから居住環境を守るため、屋敷の周囲に植えられている林

用途地域

都市計画法で定める区域ごとの建築用途の制限。住宅と工場等異なる機能が混在することを防止し、秩序ある市街地の形成を図ろうとする制度

ら

緑地協定

一団地の土地等の所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される住民自身による自主的な緑地の保全や緑化の推進に関する協定

わ

ワークショップ

参加者が自由に意見交換しながら、創造行為や合意形成を図っていくよう工夫された市民参加型会議の一つ

新座市緑の基本計画アクションプラン

策 定：平成19年3月

発 行：新座市

編 集：新座市都市計画部みどりと公園課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止一丁目1番1号

TEL 048-477-1111(代表)



新座市